

## 墓地、納骨堂又は火葬場の変更許可（縮小）＜審査基準＞

### 1 許可申請

法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする者は、条例第8条第2項、規則第10条第2項の規定に基づき市長に申請しなければならない。そのうち、拡張を伴わない縮小変更については、下記の手続きと添付書類が不要となる。

(1) 事前協議の手続き（条例第4条第1項）

(2) 墓地区域等変更許可申請書のうち、下記にあげる添付書類（規則第10条第2項）

ア 事業計画書及び資金計画書

イ 宗教法人法第25条第2項各号に定める書類及び帳簿の写し